



# 農地賃借料情報（令和5年～6年分集計）



令和5年1月から令和6年12月までの2年間における、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画をもとに計算した10aあたり賃借料は下記のとおりです。

この情報は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約をする際の[参考情報]として提供するものです。

## 【水田】

上山市農業委員会

区分	地 域	R5年～R6年分 賃借料 (10a当)	基礎データ	
			件数	筆数
1	[本庁地区] 三本松、長清水、石崎、河崎、松山、鶴脛町、新町、北町、旭町、弁天、四ツ谷、金生、久保手、金瓶 [西郷地区] 高松、石曾根、川口、赤坂、藤吾、阿弥陀地、小穴、細谷 [本庄地区] 関根、相生、三上、皆沢 [東 地区] 牧野、原口、須田板 [宮生地区] 宮脇、下生居 [中川地区] 金谷、泉川、仙石、糸目、甲石、高野	平均 13,100 円	12	18
2	[本庄地区] 姥懐、楢下 [東 地区] 小笹、久保川、大門、菖蒲 [宮生地区] 中生居、上生居 [中川地区] 薄沢、足ノ口 [中山地区] 中山地区全域			
3	[本庁地区] 大石蔭、三千刈 [西郷地区] 竜沢 [本庄地区] 赤山、柏木 [中川地区] 永野、権現堂、小倉、棚木、蔵王 [山元地区] 山元地区全域			
農地中間管理機構取扱い分		標準 10,000 円	171	292

※ 水田の区分2、3及び畑は、対象件数が少ないため表示していません。

この賃借料は参考情報です。契約する際には、経営形態や収量などを考慮し、貸し手と借り手で十分に話し合ってください。

注1 使用した基礎データは、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画による賃借料です。賃借料を玄米で物納している場合は、18,300円/60kgに換算しています。

ただし、上位、下位それぞれ突出した賃借料データを除き、さらに、急激な変動を抑えるため、令和5年から令和6年の2年分を合計して平均を計算しています。

注2 賃借料は、100円未満を四捨五入しています。